

社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会
倉田 清子 理事長 殿



厚生労働省社会・援護局長

令和 5 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 6 年 5 月 16 日までに報告されたい。

記

1 会計管理について

(1) 貸借対照表の様式について

法人単位貸借対照表（第三号第一様式）及び拠点区分貸借対照表（第三号第四様式）を当法人では報告式で作成しているが、社会福祉法人会計基準（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号。以下、「会計基準省令」という。）では勘定式を様式と定めていることから、会計基準省令に則した貸借対照表を作成すること。

(2) 補助金の勘定科目について

会計基準省令では計算書類に記載する勘定科目を定めているが、当法人で法人独自で定めた勘定科目を計算書類に記載しているものがあり、例えば、資金収支計算書上は「(大区分) 障害福祉サービス等事業収入 (中区分) その他の事業収入 (小区分) 補助金事業収入 (公費)」に該当する収入を、法人独自科目である「(大区分) 補助事業等収入 (中区分) 補助事業等収入 (小区分) 補助金事業収入 (公費)」で計上している。会計基準省令では、「〇〇事業収入」のように法人独自で勘定科目を設定することもできるようにはなっているが、既存の勘定科目がある場合には、既存科目を用いること。

【問合せ先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課

法人指導監査官 伊東 典亮

社会福祉法人経営指導専門官 信澤 麻希子

TEL 03-5253-1111 (内線2869)

MAIL itou-noriaki@mhlw.go.jp

nobusawa-makiko.ij4@mhlw.go.jp